

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県

2 構造改革特別区域の名称

ワイン産業振興特区

3 構造改革特別区域の範囲

塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域

4 構造改革特別区域の特性

本県は、我が国におけるワイン発祥の地であり、現在でもワイン製成量の全国シェアの約4割を占めるなど多くのワイン製造業者が集積している。また、ぶどう生産についても、収穫量全国1位を占めるなど全国有数の生産地になっている。

とりわけ当該地域は、数多くのワイン製造業者が存在しており、また、本県のぶどう栽培の中心地でもある。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、国産ワインは、生産量が減少傾向にあるとともに、輸入ワインの増加に伴いそのシェアも減少の一途を辿っており、厳しい状況にある。

「ワイン造りはぶどう作り」とも言われるように、原料であるぶどうがワインの品質に与える影響は極めて大きいことなどから、ワイン造りとぶどう作りは一体であることが望ましいが、ワイン製造業者が原料用ぶどうの栽培を行うために農地を確保しようとする場合、既存の仕組みでは制度上の制約により対応困難な場合がある。

このため、当該地域において本件の特例措置を講じ、農地確保のための要件がより緩やかな新たな仕組みを導入することにより、ワイン製造業者自らによる原料用ぶどうの栽培、ぶどう作りからワイン造りまでの一体化による高品質ワインの製造の促進等を通じ、ワイン産地ブランドを確立するなど、ワイン産業の活性化が図られ、国産ワインの振興に資する。

6 構造改革特別区域計画の目標

ワイン産業は、本県の主要な地場産業の一つである。

本県では、従来からその振興に努めてきており、具体的には、県立の研究機関における醸造・品質管理に関する試験・研究、ワイン醸造用専用品種の育成・改良を行うなど製造段階における施策（9(1)参照）を講じるとともに、販売・消費面においても様々な事業（9(2)、(3)参照）を実施しているところである。

さらに、本年度から、国産ワイン全体の振興にも資する「国産ワインコンクール」

(9(4)参照)を開催することとしている。

これら事業の着実な実施と併せ、本件特区の認定後は、我が国におけるワイン発祥の地であり、現在でもワイン製成量の全国シェアの約4割を占める国内有数のワイン産地である本県において、その特例措置を活用した事業の具体化を進め、ワイン製造業者自らによるぶどう栽培の促進等を通じた我が国のワイン産業全体の活性化を図ることにより、国産ワインの振興に資することとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

関連事業の着実な実施とともに、本件の特例措置により、農地確保のための要件がより緩やかな仕組みを活用できるようになることから、ワイン製造業者自らによる原料用ぶどうの栽培、ぶどう作りからワイン造りの一体化による高品質ワインの製造の促進等を通じ、次のような効果が期待される。

- ・ 意欲あるワイン製造業者による農地（遊休農地や今後遊休化するおそれが高い農地等を含む。）の有効利用
- ・ 本件の特例措置を活用するワイン製造業者における高品質なワイン製品の充実
なお、具体的な効果が生じる時期は、ワイン醸造用ぶどうの収穫には事業開始から数年（例えば苗木の植え付けから取り組む場合には6、7年程度）を要するため、相当の期間を見込む必要がある。
- ・ 将来的には高品質ワイン製成量140k lの増加
〈高品質ワイン製成量の増加量〉

年度	21年度	22年度	24年度	26年度以降
累計増加量	20k l	80k l	100k l	140k l

- ・ 本件の特例措置を活用するワイン製造業者の増加などによるワイン産業の活性化

8 特定事業の名称

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連

する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 山梨県ワインセンターにおける試験・研究、技術指導等

全国唯一のワインの公設試験研究機関である同センターにおけるワインの醸造や管理など業界の振興に資する試験・研究、技術指導等の充実

(2) ワイン産地振興事業

県ワイン酒造組合が行う「新酒ワインまつり」、「県産ワインキャンペーン」、

「ワイン入門セミナー」等への支援

(3) 県産ワイン再発見事業

県産ワインの情報発信、ワインよろず相談室、ワインガイドの養成等

(4) 国産ワインコンクールの開催

国産ワインの品質、認知度の向上を図るため、主要なワイン産地の組合等と連携して、

国内で初めての国産ワインコンクールを開催

別 紙

1 特定事業の名称

番 号 1 0 0 1

名 称 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・ 酒税法第7条の果実酒製造免許を受けてワインの製造を行う農業生産法人以外の法人
- ・ 特区内の市町村及び農地保有合理化法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本件特区計画の認定の効力が発生する日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

県、実施主体、特定法人

(2) 事業が行われる区域

塩山市、山梨市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、芦川村及び豊富村の全域

(3) 事業の実施期間

本件の特例措置の適用開始の日以降

(4) 事業により実現される行為

特定法人による原料ぶどうの栽培

5 当該規制の特例措置の内容

本件特区計画に定める地域における構造改革特別区域法第16条の特例措置の要件適合性を認める根拠となるデータは、別紙参照資料4及び5のとおりである。

当該地域は、県内の他の地域と同様、耕作地の減少や同条に規定する農地が相当程度存在するものと認められるが、その地域特性等（別紙参照資料1、2及び6）を踏まえ、ワイン製造業者自らによるぶどう栽培の促進等を通じたワイン産業の振興を図るため、当該地域を区域とする本件特区を設定することとする。